

令和 8 年度シティプロモーション推進業務に係る公募型プロポーザル募集要項

1 業務の概要

(1) 業務名

令和 8 年度シティプロモーション推進業務

(2) 目的

本業務は、長岡京市の事業の魅力 را磨き、発信することにより、交流人口の獲得、ひいては定住人口の増加を図ることを目的とする。

(3) 委託業務内容

シティプロモーションガイドライン及び第 2 期展開計画および令和 8 年 3 月中に策定予定の第 3 期展開計画に掲げる交流・関係人口の獲得、定住人口の増加を図るために、市内外に向けた本市の魅力 را発信することを業務とする。令和 8 年度においては、①市の魅力発信サイト「SENSE NAGAOKAKYU」のサイトリニューアル ②サイトおよび SNS の運用及びコンテンツの作成 ③自ら情報発信を行える市民および市民団体の活用 ④ふるさと納税等を通じて築いた関係人口を活用したプロモーション等を予定。

これらが最大限の効果を得られるよう、適切なタイミングで各種媒体を活用し、情報発信及びそのコーディネートを行う。また、上記以外の事業の企画検討、情報発信を行うものについて、適宜相談を受け付け、必要に応じてアドバイスを行う。

※ 業務説明資料（案）は、成果として求める最低限の内容を参考として示すものであり、契約に際しては、特定した事業者と別途調整を行うものである。

(4) 履行期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日まで

(5) 提案上限額

12,630,000 円（取引に係る消費税及び地方消費税相当額を含む）

(6) 成果物は、正副 1 部とし、別途電子データを納品する。

(7) 本件プロポーザルにおける契約相手方の候補者特定は、令和 8 年度当初予算の可決を条件として実施するものであり、当該予算が否決された場合は、本件を取りやめるものとする。

2 参加資格要件

参加事業者は、次の要件を全て満たしていること

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと
- (2) 公募の日から企画提案者の特定の日まで、長岡京市競争入札等参加資格の停止に関する要綱に基づく指名停止期間中でないこと。
- (3) 警察当局から、長岡京市暴力団等排除措置要綱別表に該当するものとして、長岡京市発注工事等からの排除要請があり、長岡京市長から排除措置を受けている者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 国税、都道府県民税及び市町村民税を完納していること。
- (6) 過去5年以内に、シティプロモーション推進業務またはこれに類似する業務等を請け負った実績を有すること。

3 スケジュール

公募期間	令和8年3月5日(木)～令和8年3月31日(火)
質問の受付	令和8年3月5日(木)～令和8年3月19日(木)
質問の回答	令和8年3月24日(火)
参加表明書の提出期限	令和8年3月31日(火)
参加資格審査結果通知（発送予定）	令和8年4月3日(金)
提案書の提出期限	令和8年4月10日(金)
プレゼンテーション・ヒアリングの実施	令和8年4月17日（金）
特定及び非特定通知（発送予定）	令和8年4月22日（水）
契約の締結（予定）	令和8年4月30日（木） 予定

4 応募手続き等に関する事項

- (1) 提出期限
令和8年3月31日(火)午後5時まで
- (2) 提出方法及び提出先
(ア) 方法 下記提出先まで「4（3）の提出書類」を電子メールにより提出す

ること

(イ) 提出先 kouhou@city.nagaokakyo.lg.jp

(3) 提出書類 (各1部)

(ア) 参加表明書 (様式1)

(イ) 履歴事項全部証明書 (写し可)

(ウ) 納税証明書

(エ) 本業務に類似する業務の受託実績書

(オ) 委任状 (本店・本社以外が参加する場合は提出) (長岡京市提出書類 No.3)

(カ) 誓約書 (長岡京市提出書類 No.4)

(キ) ワークライフバランス等に係る認定企業であることが確認できる書類

(えるぼし・くるみん・ユースエールの認定企業であることが確認できる資料を提出すること。※厚生労働省の認定企業公表HPの写しなど)

※ (イ) (ウ) は、提出日の6か月以内に発行されたものに限る。

(4) 質疑の受付

①受付期間

令和8年3月5日(木)から令和8年3月19日(木)午後5時まで

②提出方法及び提出先

(ア) 「質疑書(様式2-1)」をWord形式で下記まで電子メールにより提出すること(必ず事業者名を明記すること。)

(イ) 提出先 kouhou@city.nagaokakyo.lg.jp

③回答の方法

3月24日(火)中に市ホームページに公開する。個別の連絡はしないため各自で市ホームページを確認すること。

5 選定結果の通知

6者以上の参加表明があった場合、実績等を勘案の上、参加要請者を5者程度に選定する。参加要請者に対しては、その旨を通知し、プレゼンテーション・ヒアリングへの参加を要請する。一方、選定されなかった者に対しては、その旨と理由を通知する。

6 企画提案書の提出

(1) 提出期限等

① 提出期限：令和8年4月10日(金) 午後5時00分まで

② 提出部数：6部

- ③ 提出場所：対話推進部 広報発信課（本庁舎4階）
- ④ 提出方法：持参又は郵送（郵送する場合は事前連絡の上、期限内必着のこと）

(2) 提出書類

- (ア) 企画提案書
- (イ) 見積書および積算内訳

(3) 企画提案書の作成様式及び記載上の留意事項

企画提案の様式は A4判の両面印刷とし、ページ番号を付すこと。また主要な文字のサイズは11ポイント以上、ページ数は20ページ以内で、次の事項を明記すること。

- (ア) 主として業務に携わる人物の経歴とこれまでの実績
- (イ) 事業者が行った同種業務の実績とその効果。過去5年以内に国または地方公共団体が発注したシティプロモーション関連業務の実績とその効果が分かる資料を提出すること。
- (ウ) 提出できる企画提案書は1者につき1案とする。
- (エ) 企画提案書の必須記載事項は、以下のとおりとする。
 - ①本業務に対する考え方、実施方針
 - ②本業務を進めるにあたって特に重要と考える視点
 - ③本業務の実施方法、手法等
 - ④参考目標に対する達成案等
 - ⑤本業務にかかる実施体制、支援体制
 - ⑥本業務にかかる実施スケジュール

7 特定に関する事項

(1) 企画提案書の特定基準

審査項目および評価基準は別紙のとおり

(2) プレゼンテーションおよびヒアリングを行う

- ① 実施場所 長岡京市役所内
- ② 実施日 令和8年4月17日（金）
- ③ 開始時間 参加資格審査結果通知に記載
- ④ 時間配分 プレゼンテーションは1者につき20分以内とし、ヒアリングは10分以内とする。
- ⑤ 出席者 本業務の予定担当者等（予定担当者は必ず出席すること）とし、1者あたりの出席人数は3名までとすること。
- ⑥ 実施方法 提出した企画提案書を使用し、企画提案について口頭にて説明を行う

こと。説明時の資料の追加・変更は認めない。

- ⑦ その他 プレゼンテーションに機材を必要とする場合は説明者で準備すること。
ただしモニターは実施場所に設置のものを使用して構わない。(HDMIケーブルで接続可能)

(3) 失格事由

参加表明書を提出してから受託者が決定されるまでの間に、次のいずれかに該当したときは、失格又は審査の対象より除外する。

- ① 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
- ② 提案上限額を超える提案を行った場合
- ③ 審査委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- ④ 他の参加者と企画提案の内容またはその意思について相談を行った場合

(4) 特定方法

- ① 失格者を除いた者のうち、総合点が配点の6割以上であり、かつ最も高い者を契約相手方の候補者として特定する。
- ② ①において、もっとも総合点が高いものが複数ある場合は、審査項目の「サイト構築・運用体制にかかる評価」の点数の合計が高い者を特定する。
- ③ ②において、優劣がつかない場合は、提案価格が安価な者を候補者として特定する。

8 特定結果通知について

令和8年4月22日(水)に特定結果通知を電子メールにより通知する。

9 非特定に関する事項

- (1) 提出した企画提案書が特定されなかった旨通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日(休日を含まない。)以内に様式6により、長岡京市長に対して非特定理由について説明を求めることができる。ただし、他者の評価点や提案内容に関する内容のほか、発注者が非特定理由と関係がないと判断する事項についての回答は行わない。
- (2) 上記(1)に対する回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に電子メールにより行う。

(3) 提出先・提出方法

(ア) 「非特定理由説明申請書（様式6）」をWord形式で下記まで電子メールにより提出すること（必ず事業者名を明記すること。）

(イ) 提出先 kouhou@city.nagaokakyo.lg.jp

1 0 業務委託契約に関する事項

(1) 見積徴取

企画提案書を特定したものと業務委託契約に係る詳細内容の協議を行う。ただし、特定したものが下記のいずれかに該当し、業務委託契約ができない場合は、次点者を相手先として再特定する。

(ア) 特定後に参加資格要件及び業務の実績に関する条件を満たさないことが明らかとなったとき

(イ) 見積徴取の結果、契約締結ができなかったとき

(ウ) 本業務委託契約の締結を辞退したとき

(エ) その他の理由により業務委託契約の締結が不可能になったとき

(2) 業務委託の仕様及び条件

本業務委託の仕様については、別添業務仕様書（案）及び企画提案書等に記載された内容を尊重し、長岡京市において定める。

1 1 その他留意事項

(1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 参加表明書提出後に辞退する場合は、電子メール（様式任意）により届け出ること。

(3) 企画提案書の作成、提出およびヒアリングに関する費用は、提出者の負担とする。

(4) 提出された企画提案書は返却しない。

(5) 提出された企画提案書は、企画提案書の特定以外に提出者に無断で使用しない。ただし、情報公開請求があった場合は、長岡京市情報公開条例に基づき取扱うこととする。

1 2 問い合わせ先

長岡京市対話推進部広報発信課

電話：075-955-9660 mail：kouhou@city.nagaokakyo.lg.jp

シティプロモーション推進業務に係る評価項目及び評価基準

評価項目	評価の着目点	配点
提案事業者の概要・実績	本事業に必要な知見、専門知識、ノウハウを有しているか	5
提案全般	業務目的を的確に把握しているか	5
	提案に実現の可能性が十分あるか	10
サイト構築・運用体制に係る評価	サイトリニューアル・運用にかかる技術・実施体制が整っているか	10
	作業工程、スケジュール等が検討され、実現するための方法が示されているか	5
コンテンツ作成に係る評価 (ウェブ・SNS)	適切なコンセプトに基づき、魅力的な記事制作ができるか	10
	ウェブサイトとSNSとの効果的な連携が可能か	5
市民及び団体の養成企画に係る評価	サポートを円滑に運用できる体制が整っているか	5
関係人口を用いたプロモーション	ふるさと納税等を通じて築いた関係人口を用いた事業について、十分に分析され効果的な展開が示されているか	5
シティプロモーション事業の展開	本市のシティプロモーションの推進事業について、「市が目指すべき将来像」に合致し、十分に分析され、論理的かつ効果的な展開が示されているか	10
小計（主観的項目）		70
業務実績	同種業務の実績を11件以上有している事業者	10
	同種業務の実績を6～10件以上有している事業者	6
	同種業務の実績を1～5件以上有している事業者	2
	上記以外の事業者	0
地元事業者優先発注	長岡京市内本店または支店の事業者	7
	上記以外の事業者	0
ワークライフバランス等の推進	えるぼし認定企業	1
	くるみん認定企業	1
	ユースエール認定企業	1
	上記以外の事業者	0
価格点	満点×（提案価格のうち最低価格／自社提案価格） ※小数点以下切り捨て	10
小計（客観的項目）		30
合計		100